

廃棄物管理施設に係る設工認の分割申請の見直しについて（案）

1. 概要

廃棄物管理施設の設工認について、方針に基づき設工認の統合を検討した結果、今後申請予定の設工認（2次申請3本、3次申請2本、4次申請2本、5次申請1本）を3本に統合することが可能で、さらに設工認の審査の合理化等を目的とした廃棄物管理事業変更許可申請を実施することで、設工認の本数に変更はないが、3次申請の設工認の審査に係る負荷の低減を図ることが可能である。

廃棄物管理施設の設工認の分割申請の見直し案について、廃棄物管理全体の運転スケジュール及び工事スケジュールなど全体がわかるよう工程案を示すこと。
許認可審査対応スケジュールとの整合性を説明すること
廃棄物管理施設事業変更許可の予定時期について示すこと
廃棄物管理全体の運転開始スケジュール及び工事スケジュールなど示すこと

<回答>

廃棄物管理施設の新規制基準対応の今後の計画（工程）について検討した。

まず、現在申請中の設工認に係る審査を行い、次に廃棄物管理事業変更許可に係る変更許可審査を行う。その後、設工認の分割統合案として整理した、2次申請、3次申請、4次申請の3本を順次申請することで、最も期間を短くできるとした。

廃棄物管理施設の適合性確認の完了までの考え方として、使用前確認を受けた後、定期事業者検査にて適合性確認を行うこととなるが、この流れについては別途相談させていただきたい。

「工事を伴う設工認と工事を伴わない設工認」、「新たに規制対象となった設備・機器の追加」など、施設単位でこういった考え方で分割を整理したのか説明のこと。

<回答>

新規制基準適合に必要な工事は、その規模により必要な工期が異なるため、全体工程を短縮化および審査負荷の合理化を目的に分割した。

2次申請（工事期間が長期）は廃棄物管理事業変更許可申請に係らない設工認であり、3次申請（工事期間が短期）は廃棄物管理事業変更許可によって、竜巻対策の工事が不要になるものである。4次申請は工事を伴わない設工認（評価のみの設工認）とすることによって、審査に係る負荷を平準化できるよう検討した結果である。

設工認の分割申請を1本にまとめる検討を行うこと

<回答>

更なる設工認の統合の検討として、設工認の分割申請を1本にまとめる検討を行った。

設工認の準備に時間を要するため、申請時期は分割申請の統合案と比較し遅れることとなるが、この間に廃棄物管理事業の変更許可審査を行うことで負荷の平坦化を行うことが可能である。審査期間は集中的な審議により短縮を見込めるとした。

以上